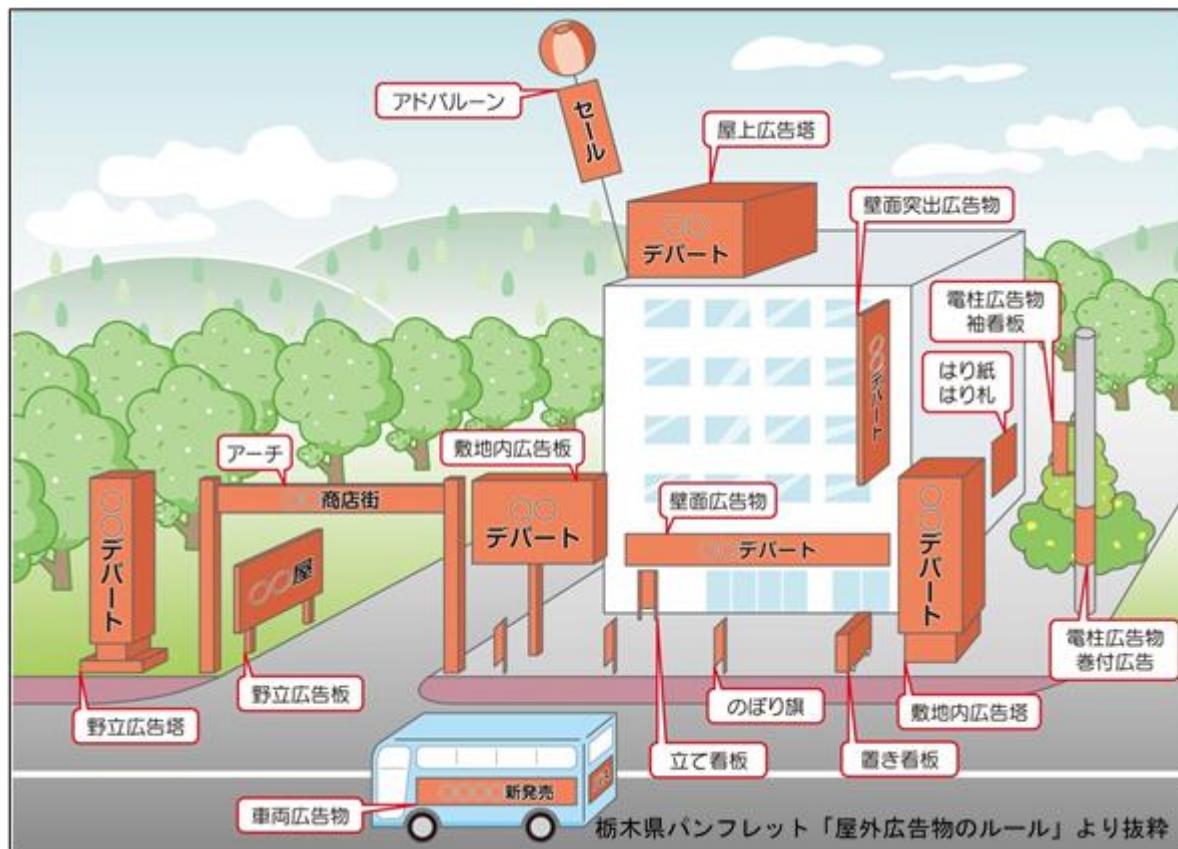


屋外広告物の手引き



平成27年10月
(令和3年12月改訂)

那須塩原市

目 次

I 屋外広告物とは

1 屋外広告物の定義	1
2 屋外広告物の種類	2

II 規制内容について

1 許可地域と禁止地域	4
2 禁止物件と禁止広告物	6
3 適用除外	7

III 手続について

1 許可申請の流れ	9
2 許可申請等に関する提出書類	10
3 許可期間	11
4 手数料	11

IV 屋外広告物の設置及び管理について

1 管理者の設置	12
2 屋外広告業の登録	13
3 屋外広告物講習会	13

V 違反等に対する措置について

1 許可等の取り消し	14
2 違反に対する措置命令	14
3 報告及び立入検査	14
4 罰則、両罰規定	14

VI 参考資料

1 規制区分図	15
2 那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表	16

○ はじめに

那須塩原市は、塩原や板室など一部の地域が日光国立公園に指定され、那須連山の山並みに代表される豊かな自然景観を有しています。また、高原性の冷涼な気候を背景に避暑地としての別荘も多くみられ、塩原温泉、板室温泉といった観光地を抱える県内有数の観光都市として多くの来訪者があります。しかしながら、那須高原の玄関口の機能を受け持つ JR 那須塩原駅周辺や観光地である塩原、那須方面へのアクセスルート沿線では、これまで屋外広告物に関する制度において、敷地内広告物についての色彩規制がない区域がほとんどであったため、統一感のない広告物景観が広がっている状況でした。

本市では、平成20年に景観行政団体となり、景観計画を策定することで良好な景観の保全・形成を図ってまいりました。また、平成27年には、景観の要素の一つである屋外広告物について市独自の条例を制定し、一部の路線で広告物の色彩規制を設けることにより、自然と調和した沿道景観を創出する取組を行っています。今後も、本市を訪れる多くの観光客に対して、質の高い観光地の印象を与える景観づくりを目指していきます。

I 屋外広告物とは

1 屋外広告物の定義

本市において、規制の対象となる屋外広告物は、次の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時又は一定期間継続して表示される
- ② 屋外で表示される
- ③ 公衆に表示される
- ④ 建物その他の工作物等に掲出される又は表示される

掲出目的、使用法については判断基準ではありませんので、営利を目的としていない表示物、例えば戸建住宅の表札、道路標識等も広義では屋外広告物となります。

屋外広告物に該当しないものの例

- ・駅構内、球技場内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- ・建物の内部に表示されるもの
- ・街頭演説で配られるチラシ等一時的でかつ設置者の直接的な管理下にあるもの
- ・単に光を発するもの（照明、サーチライト、文字の無い単一色の板への照射）

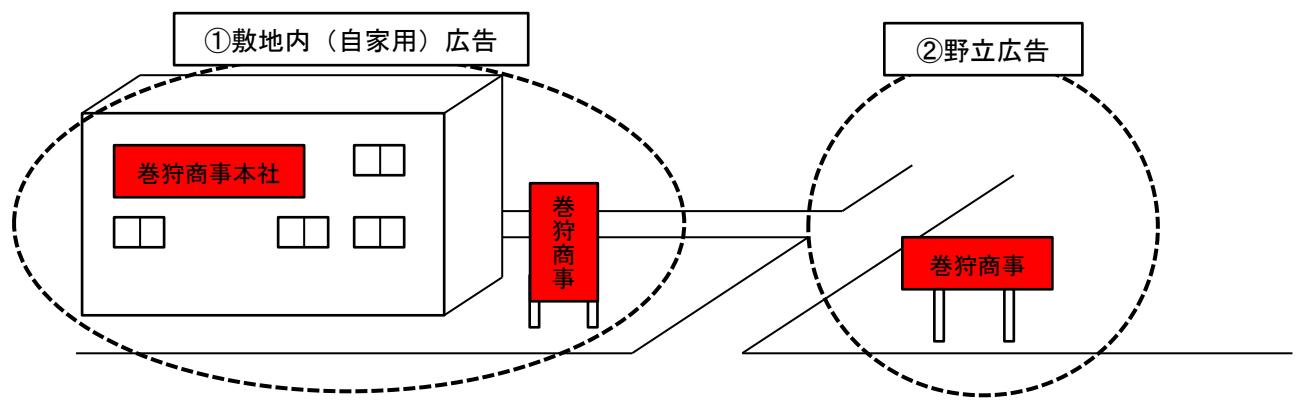
2 広告物の種類

(1) 広告物の形による区分

区分	説明
広告板	木、金属等の耐久性のある材料で作成し、土地に建植し、又は建築物、工作物その他の物件に取り付け、 <u>広告表示面が板状であるもの</u>
広告塔	木、金属等の耐久性のある材料で作成し、土地に建植し、又は建築物、工作物その他の物件に取り付け、 <u>構造が多角柱、円柱等の立体構造であるもの</u>

(2) 広告物の存在する敷地による区分

区分	説明
敷地内広告 (自家用広告) 下図①のとおり	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、 <u>自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する</u> 広告物又はこれの掲出物件のこと
野立広告 下図②のとおり	敷地内広告以外の広告物 ※自己の所有する土地、物件等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に住宅や事務所、店舗等の事業所、作業場等がない場合は野立広告となります。



(3) 広告物の設置形態による区分

区分	説明
屋上広告	建築物の屋上に設置する広告物
壁面広告	建築物の外壁面を利用して設置する広告物
壁面突出広告	建築物の外壁面から突き出して取り付ける広告物
置看板	金属等の材料を使用して作成し、土地に置いて表示するもの
立看板	木枠、ベニヤ板等の軽易なものに紙、布等を張り、又は木、金属等の板に直接塗装した物を、容易に取り外すことができる状態で立てたもの
電柱利用広告物	電柱又は街灯柱等に巻付けあるいは物件を装置して表示する広告物
サインポール	標識柱を利用して、それに付帯する形で表示するもの
アーケード添架広告物	アーケードに懸架する広告物
アドバルーン	気球を利用して表示するもの（全て非自家用として取り扱う）
アーチ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するもの
車両広告物	電車、バスその他の車両の外面を利用して広告内容を表示するもの

(4) 広告物の素材による区分

区分	説明
はり紙	紙等に印刷又は手書きしたもので、建築物等に、押しピン、テープ、のり等により張り付けるもの
はり札	木、プラスチック、紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの、又は直接塗装したものを、建築物等にひも、針金等でつるす等容易に取り外すことができる状態で取り付けるもの
懸垂幕	木、金属等の竿に布等を付けたもので、針金等で建築物、工作物その他の物件に懸垂して取り付け、その布等に表示するもの
横断幕	支柱に布等の両端部を取り付け、道路等を横断するように設置されたもので、その布等の部分に表示されるもの
のぼり旗	木、金属、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成するもの

II 規制内容について

1 許可地域と禁止地域

那須塩原市屋外広告物条例では、屋外広告物の掲出について、許可地域と禁止地域を定めています。

(1) 許可地域

許可地域では、市の許可を受けることで、広告物の表示又は掲出物件の設置（以下「広告物の表示等」という。）が可能となります。許可を受けるには、所定の許可申請書に必要書類を添えて市長に申請することが必要です。また、許可地域でも表示できる広告物の基準があり、基準に適合しない広告物の表示等はできません。

※申請手続については、9ページ以降を参照してください。

◆許可地域の区分

○主な許可地域は、次の4つの地域に分かれています（那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第2で定めています。）。

「自然保全型地域」、「田園調和型地域」、「田園調和型沿線地域」、「市街地形成型地域」

○沿道の良好な景観の形成のため、4つの地域以外に、5つの沿道景観形成地区を設けています（那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第3で定めています。）。

	沿道景観形成地区	基準
1	市街地沿道景観形成地区	「市街地形成型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
2	県道西那須野那須線沿線1地区	「田園調和型沿線地域」の基準に色彩規制を上乗せ
3	県道西那須野那須線沿線2地区	「田園調和型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
4	県道黒磯田島線沿線地区	「自然保全型地域」の基準に色彩規制を上乗せ
5	ふるさと街道沿線地区	ふるさと街道独自の基準

(2) 禁止地域

禁止地域には、原則として広告物の表示等ができません。

ただし、一定の要件を満たす場合、適用除外を受け、広告物の表示等が可能なものがあります。

禁止地域における屋外広告物の掲出に関する基準は、那須塩原市屋外広告物条例施行規則別表第4及び別表第5で定めています。

◆市内の禁止地域

- 史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物等
- 自然環境保全地域（大佐飛山自然環境保全地域、籌根自然環境保全地域、七千山自然環境保全地域）
- 道路、鉄道、軌道、索道の用地のうち市長が指定する区間

- (1) 高速自動車国道東北縦貫自動車道（路線バスが運行する道路との交差部を除く）
- (2) 国道400号（東北縦貫自動車道との交差部から日光市境までの区間）
- (3) 県道藤原・塩原線
- (4) 県道矢板・那須線（国道400号との交差点から那須町境までの区間）
- (5) 県道中塩原・板室・那須線（県道黒磯・田島線との交差点から那須町境までの区間）
- (6) 県道黒磯・田島線（県道中塩原・板室・那須線との交差点から県道矢板・那須線との交差点までの区間）
- (7) 市道東那須野大通り線
- (8) 県道大田原・高林線（市道東那須野大通り線との交差点から県道矢板・那須線との交差点までの区間）
- (9) 県道黒磯板室インター線（料金所から県道大田原・高林線との交差点までの区間）

- 上囲みの(1)の沿道500mの区域及び(2)～(9)の沿道50mの区域

※用途地域、家屋が30戸連続する区域を除く。

※高速自動車道東北縦貫自動車道については、路線バスが運行する道路の用地を除く。

- 都市公園

- 日光国立公園

（※上塩原、塩原、中塩原及び湯本塩原の全部並びに板室、宇都野、金沢、関谷、墓沼、百村及び湯宮の各一部）

- 公共用広場（黒磯駅西口駅前広場、西那須野駅西口広場、那須塩原駅西口駅前広場）

- 駐車場（塩原駐車場、新湯駐車場）

- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

2 禁止物件と禁止広告物

(1) 禁止物件

許可地域における、地域の区分による基準に適合する屋外広告物であっても、広告物を表示することによりその機能が損なわれる物件には設置が認められません。

- ・橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ・石垣、よう壁（擁壁）の類
- ・街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- ・信号機、道路標識及び歩道柵、駒止め等の類並びに里程標の類
- ・電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- ・消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- ・送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ・彫像、神仏像及び記念碑の類
- ・景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- ・道路の路面

(2) 禁止広告物

形状、規模、色彩等が景観風致を害するおそれのある広告物等のほか、次に掲げる広告物等を禁止広告物として定め、掲出することを禁じています。

- ・著しく汚染し、たい色し、又は塗料等がはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽化したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

3 適用除外

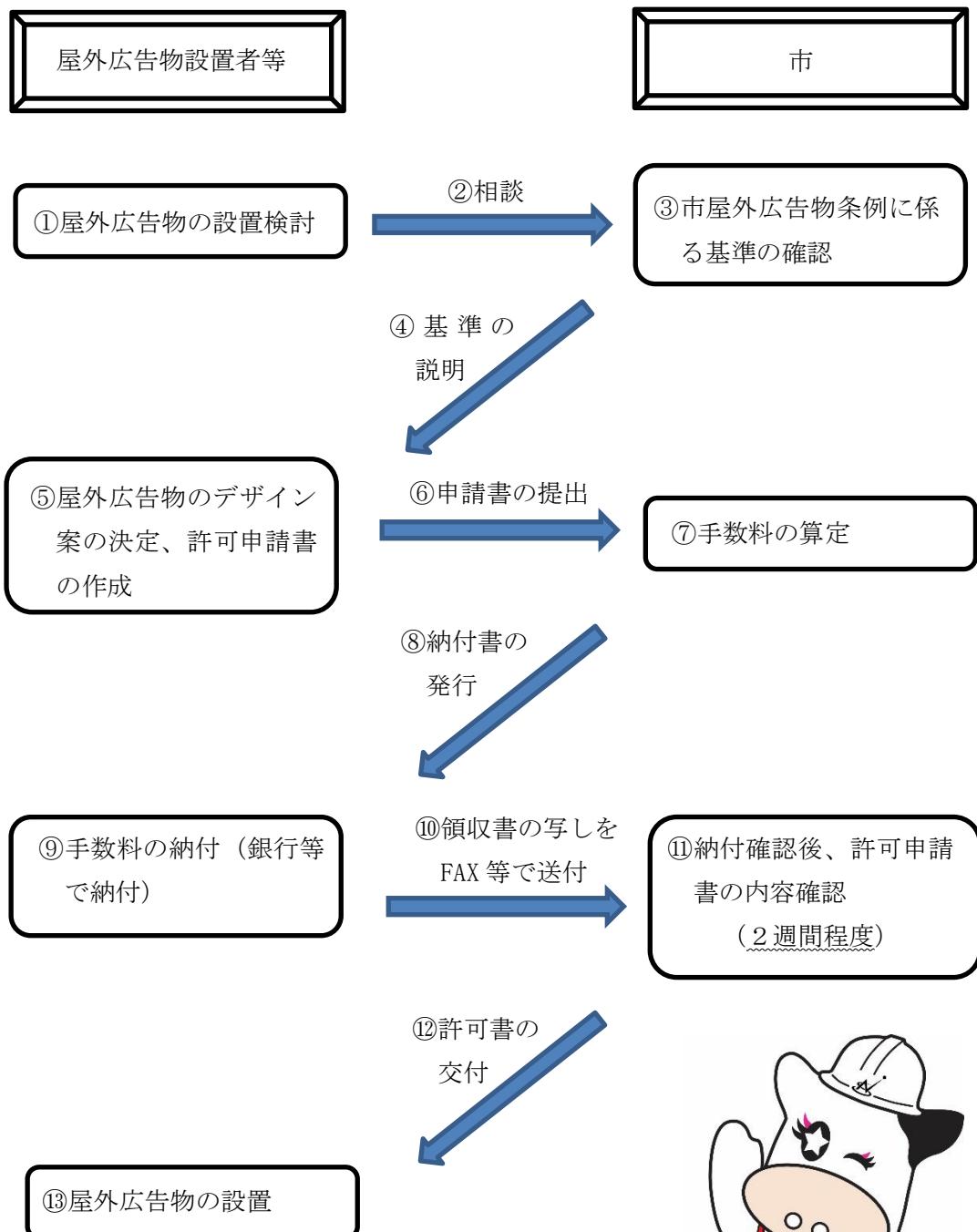
表札等の表示面積が極めて小さいものや他の法令の規定によって表示、設置される標識等については、許可地域や禁止地域等の基準の適用が除外されるものがあります。

広告物の種類	許可地域			禁止地域			禁止物件		
	掲出 可否	許可 要否	届出 要否	掲出 可否	許可 要否	届出 要否	掲出 可否	許可 要否	届出 要否
法令の規定により表示	○	×	×	○	×	×	○	×	×
国、地方公共団体が公共的目的で表示 ※原則、規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	×	○	×	×	○	×	×
選挙運動のために使用するポスター等	○	×	×	○	×	×	○	×	×
各種団体が非営利目的で会合等の周知 (30日以内に限る)	○	×	○	○	×	○	○	×	○
公共的団体が公共的目的で表示 ※規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	○	○	×	○	○	×	○
公共的団体や民間がイベントのために表示 (※民間の場合には国等の支援が必要)	○	×	○	○	×	○	○	×	○
地方の年中行事のために表示	○	×	×	○	×	×	○	×	×
敷地内広告物のうち店舗・事務所等の 敷地内の表示面積の合計が10m ² 以内 ※規則別表の基準を満たす必要あり	○	×	×	○	×	×	×	×	×
自己の管理地に管理目的で表示 ※表示面積0.6m ² 以内、高さ1.5m以下、ネ オン等の特殊装置不可	○	×	×	○	×	×	×	×	×
工事現場の仮囲い等	○	×	×	○	×	×	×	×	×
冠婚葬祭等のために一時的に掲出	○	×	×	○	×	×	×	×	×
講演会、展覧会、音楽会等の催物のた め、会場の敷地内に表示	○	×	×	○	×	×	×	×	×
公益上必要な施設又は物件に、寄贈者 名を表示するもの ※表示面積0.5m ² 以内で表示面が2面以内	○	×	×	○	×	×	○	×	×
人又は動物に表示されるもの ※表示面積0.5m ² 以内	○	×	×	○	×	×	/	/	/
車両又は船舶に表示されるもの ※車両：左右側面部各1m ² 以内 後部0.5m ² 以内 ※船舶：縦0.5m×横1m以下で、3件以内	○	×	×	○	×	×	/	/	/

広告物の種類	許可地域			禁止地域			禁止物件		
	掲出 可否	許可 要否	届出 要否	掲出 可否	許可 要否	届出 要否	掲出 可否	許可 要否	届出 要否
自動車登録地の基準に従い表示	○	×	×	○	×	×			
送電線、送受信塔及び照明塔、 煙突、ガスタンク、水道タンク等 に所有者又は管理者が自己の営業内容 を表示する広告物で表示面積10m ² 以 内かつ表示面が2面以内のもの							○	×	×
禁止物件に管理上の必要により表示							○	×	×
敷地内広告物のうち表示面積の合計が 10m ² 超～30m ² 以内 ※規則別表の基準を満たす必要あり ※国立公園内は10m ² 以内 ※ふるさと街道及び沿道50mは15m ² 以内				○	○	×			
自己の営業所等の案内誘導看板 高さ：3m以下 面積：0.5m ² 以内 表示面：平面かつ表裏各1面以内 設置場所：営業所から15km以内 交差点から5m以上500m以内 材料：青銅、木又は擬木 色彩：板面、裏面及び支柱はこげ茶色 文字は白色又は黒色 ワンポイントマーク1/5以内可 件数：おおむね3件以内 共架：縦に5件以内 特殊装置：間接照明、白色系、点滅不可				○	○	×			
道標、案内図板等で公共的目的をもつ て表示 ※規則別表の基準を満たす必要あり				○	○	×			

III 手続について

1 許可申請の流れ



2 許可申請等に関する提出書類

(1) 新規許可申請

広告物 の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可 申請書	屋外広告物許可申請書 (規則様式第2号)	屋外広告物許可申請書(車両広告物用) (規則様式第2号の2)
添付 書類	①広告物の形状等に関する図面 ②表示又は設置の場所の位置図、平面図 ③表示又は設置の場所の使用権を証する書面 ④屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ⑤申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物の形状等に関する図面 ②広告物を表示する車両の通行経路図 ③広告物を表示する車両の使用権を証する書面 ④申請手数料の納付が確認できる書類

(2) 更新許可申請

広告物 の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可 申請書	屋外広告物更新許可申請書 (規則様式第3号)	屋外広告物更新許可申請書(車両広告物用) (規則様式第3号の2)
添付 書類	①広告物等の写真(点検後に撮影) ②点検者が屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ③屋外広告物安全点検報告書(規則様式第4号) ④申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物等の写真 ②申請手数料の納付が確認できる書類

(3) 変更許可申請

広告物 の種類	車両広告物以外	車両広告物
許可 申請書	屋外広告物変更許可申請書 (規則様式第5号)	屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用) (規則様式第5号の2)
添付 書類	①広告物の形状等に関する図面 ②表示又は設置する場所の位置図、平面図 ③表示又は設置する場所の使用権を証する書面 ④屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を有することを証する書面 ⑤広告物等の写真(点検後に撮影) ⑥点検者が屋外広告物講習会を修了している等管理者の資格を有することを証する書面 ⑦屋外広告物安全点検報告書(規則様式第4号) ⑧申請手数料の納付が確認できる書類	①広告物の形状等に関する図面 ②広告物を表示する車両の通行経路図 ③申請手数料の納付が確認できる書類

(4) 除却届出

広告物等を除却した場合は、屋外広告物除却届出書の提出が必要です。広告物が表示等をしていた場所の写真とともに提出してください。

3 許可期間

広告物の種類	許可期間
立看板、アドバルーン、はり紙及びはり札	1月以内 ※更新することができます。
のぼり旗	1年以内 ※更新することができます。
上記以外の広告物	許可の期間の初日から起算して3年を超えない9月30日までを限度 ※更新することができます（最長3年）。

4 手数料

(1) 電柱広告、のぼり旗等

区分	単位	手数料（円）
電柱広告、のぼり旗	1本につき	310
アーチ類	1件につき	3,160
はり紙	100枚につき	310
はり札	10枚につき	520
アドバルーン	10日以内のもの1個につき	1,580
	11日以上のもの1個につき	3,160

(2) 広告板、広告塔等

単位	手数料（円）	
	光源がないもの	光源があるもの
面積1m ² 未満	420	420
面積1m ² 以上2m ² 未満	630	630
面積2m ² 以上5m ² 未満	1,050	1,260
面積5m ² 以上8m ² 未満	1,580	2,100
面積8m ² 以上10m ² 未満	2,100	
面積10m ² 以上15m ² 未満	3,160	3,790
面積15m ² 以上20m ² 未満	4,740	6,320
面積20m ² 以上25m ² 未満	6,320	7,900
面積25m ² 以上30m ² 未満	7,900	9,480
面積30m ² 以上40m ² 未満	9,480	11,000
面積40m ² 以上50m ² 未満	11,000	12,600
面積50m ² 以上60m ² 以下	12,600	15,800
面積60m ² 超える場合、5m ² 毎に加算する額	1,580	1,580

IV 屋外広告物の設置及び管理について

1 管理者の設置

広告物の補修その他必要な管理を怠らないようするため、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することが義務付けられています。

(1) 屋外広告物管理者の設置義務

① 対象となる広告物

看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外

② 屋外広告物管理者の要件

ア 栃木県が行う屋外広告物講習会修了者

イ 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者

ウ 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示物件の設置に関し、必要な知識について行う試験に合格した者

エ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は広告美術仕上げに係る職業訓練修了者

オ 営業所における広告物の設置業務の責任者として通算5年以上の実務経験を有し、かつ過去5年以上屋外広告物に関する法令違反をしていない者

(2) 屋外広告物管理者の設置等の届出

① 屋外広告物管理者を設置した場合、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（別記様式第13号）を提出してください。

② 管理者の氏名、住所等を変更した場合は屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出する必要があります。

③ 屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出する際には管理者の資格を有する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）の添付が必要です。

(3) 屋外広告物の点検及び管理

① 屋外広告物の変更又は更新の申請を行うに当たっては、屋外広告物講習会を終了している等管理者の資格を有している者が点検を行い、「屋外広告物安全点検報告書（様式第4号）」を作成し、添付することが必要です。

② 広告物を管理する者は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する必要があります。

2 屋外広告業の登録（宇都宮市を除く※栃木県内全域が対象です。）

（1）屋外広告業

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示等に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示する業のことをいいます。

（2）屋外広告業を営む場合

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）において営業所の有無に関わりなく、業として広告物の表示等に関する工事を請け負う場合には、あらかじめ栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受ける必要があります。詳しくは下記の栃木県屋外広告物に関する事務担当までお問い合わせください。

※宇都宮市においては宇都宮市屋外広告物条例に基づき登録を受ける必要があります。詳細は宇都宮市役所屋外広告物担当部署にお問い合わせください。

3. 屋外広告物講習会

栃木県では広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とした講習会を年1回開催しています。詳しくは下記の栃木県屋外広告物に関する事務担当までお問い合わせください。

○栃木県屋外広告物に関する事務担当

栃木県県土整備部都市政策課景観づくり担当

320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 14 階

電話番号：028-623-2463 FAX番号：028-623-2595

Email：toshiseisaku@pref.tochigi.lg.jp

V 違反等に対する措置について

1 許可等の取り消し

条例による許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その許可が取り消されることがあります。

- ①許可（新規、更新、変更）の際に付された条件に違反したとき
- ②許可を受けて表示又は設置している広告物等を、変更許可を受けずに変更又は改造したとき（規則で定める軽微な変更又は改造を除く）
- ③違反広告物に対する市長の措置命令に従わないとき
- ④虚偽の申請その他不正な手段により許可等を受けたとき

2 違反に対する措置命令

条例の規定や条例に基づく許可に付した条件に違反した広告物等の表示者、設置者、又は管理者に対しては、当該広告物の表示等の停止、又は5日以上の期限を定め除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な措置が命じられます。

○簡易除却制度について

はり紙、はり札、広告旗、立看板等で禁止地域に設置されているものや、許可を受けずに掲出されているものは屋外広告物法第7条第4項に規定されている簡易除却の対象となります。

3 報告及び立入検査

広告物等の表示者、設置者又は管理者は、当該広告物等について市から資料の提出を求められ、又は当該広告物等のある場所に立ち入り、広告物等の検査を受けることがあります。

4 罰則、両罰規定

(1) 罰則

条例には罰則が規定されており、以下の場合に適用されます

- ① 50万円以下の罰金
 - ・違反広告物に対する市長の措置命令に従わないとき
- ② 30万円以下の罰金
 - ・条例に定める禁止地域に広告物の表示等をしたとき
 - ・条例に定める禁止物件に広告物の表示等をしたとき
 - ・許可を受けずに広告物の表示等をしたとき
 - ・虚偽の報告をしたあるいは立入検査の拒否・妨害・忌避したとき

(2) 両罰規定

(1)の罰則は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときには、違反行為をした者のほか、法人及び人にも適用されます。